

令和7年3月定例会

# 産業建設委員会

## 会議録

3月13日（木）

防府市議会

○日 時 令和7年3月13日（木）午前10時

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○付議事件

- (1) 議案第22号 令和7年度防府市青果市場事業特別会計予算
- (2) 議案第33号 防府市開発審査会条例の制定について
- (3) 議案第40号 防府市手数料条例中改正について
- (4) 議案第26号 令和7年度防府市水道事業会計予算  
議案第27号 令和7年度防府市工業用水道事業会計予算  
議案第28号 令和7年度防府市公共下水道事業会計予算  
議案第29号 令和7年度防府市漁業集落排水事業会計予算

○その他 付託案件以外の質問

閉会中の継続調査について

---

○出席委員（8名）

産業建設委員長	河 村 孝
産業建設副委員長	森 重 豊
産業建設委員	石 田 卓 成
〃	曾 我 好 則
〃	中 谷 哲
〃	宮 元 照 美
〃	安 村 政 治
〃	山 田 耕 治

---

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員（9名）

上 野 忠 彦
河 杉 憲 二
久 保 潤 爾
重 田 直 輝
生 野 美 輪
田 中 健 次

原田典子  
藤本真未  
村木正弘

---

○説明のため出席した者

産業振興部長	杉江純一
産業振興部理事	亀井幸一
産業振興部次長	松村訓規
産業振興部参事	松崎 豊（農林漁港整備課長）
農林水産振興課長	小田至郎
商工振興課長	本間良寛
企業応援課長	則常弘和
土木都市建設部長	石光徹
土木都市建設部次長	藤本英明（河川港湾課長）
土木都市建設部参事	北村康芳（建築課長）
道路課長	瀧谷勝彦
道路課主幹	今川良祐
道路課主幹	清水敦浩
河川港湾課主幹	作間裕子
都市計画課長	野間敬
開発建築指導課長	江島真治
農業委員会事務局長	栗原努
上下水道事業管理者	河内政昭（上下水道局長）
上下水道局次長	野村利明
総務課長	徳本修
財務課長	福谷英樹
財務課主幹	佐戸博文
水道課長	原田康晴
下水道課長	市村太郎

---

○出席書記

青木謙吾

---

午前 10 時 開会

○河村委員長 おはようございます。ただいまから産業建設委員会を開催いたします。

さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件について審査を行いますので、よろしくお願ひします。

なお、発言の際は、挙手の上、マイクを手に持ってされますようお願ひいたします。

初めに、議案第 22 号令和 7 年度防府市青果市場事業特別会計予算を議題といたします。  
執行部の補足説明を求めます。

○松村産業振興部次長 産業振興部でございます。議案第 22 号令和 7 年度防府市青果市場事業特別会計予算について御説明いたします。

予算参考資料の 435 ページをお願いします。435 ページでございます。

本予算は、青果物等の円滑な供給と適正な価格形成を図るため公設市場の管理運営費を計上しているもので、歳入歳出予算の総額は 4,187 万 6,000 円でございます。

437 ページをお願いいたします。

下段の青果市場費に管理運営経費を計上しております。

今年度実施中のトイレ改修工事が完了することに伴い、今年度対比で約 1,300 万円の減となっております。

なお、438 ページに、公債費といたしまして、トイレ改修工事の資金として借り入れた市債の償還利子を計上しております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求める。

○山田委員 トイレの改修ありがとうございました。使われる方からも要望が上がっておりましたんで、本当に感謝申し上げたいと思います。

実は予算書のところで言うべきかなと思つたんですけど、今後、潮彩エリアの活性化も含めて、この青果市場の在り方というのも今後検討していくんだろうと思うんですが、今後の取組の中で新たに青果市場の在り方というのを今考えておられるのか。この方向性を、施設自体を崩そうとすると、国の予算の中で補助金を頂いとる中で、ちょっと難しいところがあるのをどうクリアしていくのかというのが今時点で分かれば、教えてください。

○小田農林水産振興課長 御質問のほうにお答えします。

潮彩市場への移転の方向で検討していくということで、今から関係者の方々の意見を聞いて、どういった市場にしていくかということを話し合うことになります。

今の市場は取引額に比べてかなり広くて、もうあんだけの面積は要らないということに

なっていますので、面積的には今の潮彩市場のほうで行けるのではないかと考えておりますから、その方向でやっていきたいと思っております。

今のところを新しくするとしたら、解体してまた新しく建てるということになると思うんですけども、ちょっともう今の青果の取扱いの状況では、そこまで市としても投資するのは、ちょっと難しいんじゃないかというのがございます。

あと補助金のほうなんですけども、たしか適化法がございまして、あと四、五年ぐらいで、一応、今の青果のほうは償還というか返還の義務がなくなるという感じで聞いておりますので、まだ、すぐすぐに向こうにというわけにはないんで、補助金の切れるときと移転するときは同じタイミングになるかどうか、そういうところもありますけども、もし残ることがあっても、今後のことを考えれば、その投資の効果というか、そういういたものはあるんじゃないかと考えております。

以上です。

○山田委員 ありがとうございます。本当に崩すことがいいとは僕も思ってなくて、既存のものを有効活用していただければ、十分あそこを狙つとる企業もたくさんありますんで、できれば、そういう地場の企業さんも含めて協議していただければというふうに思います。四、五年で償還も完了するということで、本当にありがとうございます。分かりました。  
ありがとうございました。

○河村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することについて、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで、産業振興部の皆様は一旦御退席いただいて結構です。

次に、議案第33号防府市開発審査会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○藤本土木都市建設部次長 土木都市建設部でございます。

議案第33号防府市開発審査会条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書109ページをお願いいたします。109ページから119ページの間をお願いします。

本案は、新築地工業団地に安心して活動できる産業基盤を確保するために居住調整地域を定めたことに伴い、より地域の実情に応じた土地利用の促進が図れるよう、開発許可関係事務を市で処理するため、開発審査会を設置しようとするものです。

審査会の構成につきましては、都市計画、建築、公衆衛生、経済、法律の分野に関する5人の委員を予定しております。また、任期につきましては2年とし、開催は年5回ぐらいを予定しております。

なお、本条例の施行日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。大丈夫ですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかござりますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第33号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

次に、議案第40号防府市手数料条例中改正についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○藤本土木都市建設部次長 議案第40号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

議案書219ページをお願いいたします。

本案は、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されましたことと、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等が改正されましたことに伴い、申請に係る手数料等を定め及び条文整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、静岡県熱海市で発生した土石流災害を教訓として、一定規模以上の宅地造成及び盛土に対して、山口県への許可・届出が義務化される中で、

権限事務の一部が市に移譲されることとなり、そのうち、中間検査について申請手数料を新設するものでございます。

また、国が進める住宅の省エネ、CO<sub>2</sub>排出抑制に向け、建築物エネルギー消費性能適合判定の対象が小規模な建築物で建築主に対する説明義務であるものと共同住宅等の届出義務であるものが全て適合義務に改正され、平屋建て等を除き適合判定等の審査を受けるようになるため、申請手数料を新設するものでございます。それに伴いまして、建築基準法も木造2階建て以上及び200平米を超える建築物で構造関係規定の審査が見直しされるため、申請手数料の改正を行うものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○石田委員 ごめんなさい。これ事前に言ってなかつたんですけど、盛土についてということで、確かにああいう災害があつて考えていかんにやいけんというところなんだろうと思うんですけど、例えば市内で今までされている盛土、いろんなところであると思うんですけど、どういったもんが該当しますよとか、イメージというか、どの程度の規模。例えば玉祖の小森とかでも、農地転用して、これはどうやろうかと、一見ぱっと見ると、僕も農業委員会おつたんですけど、どうやろうかなと思うところも、確かに今まであったんですけど、どういったイメージなのか教えてもらえたたらと思います。

○江島開発建築指導課長 お答えします。

宅地造成及び特定盛土等規制法で、まず県が定めるようになっておりまして、それが公表しているんですが、令和7年の4月1日から施行されるというようになります。その盛土の地域は2種類ございまして、平野部のものを宅地造成等工事規制区域、山間部のものを特定盛土等規制区域で、いずれも基本的に県に許可申請を出すという流れになっております。

先に、今回の手数料条例については、その中でも、都市計画の開発許可を受けるものについては市で中間検査をしなさいということになっておりますので、手数料のほうを上げさせていただいております。

先ほど議員おっしゃいました、どのぐらいの規模のものかとなりますと、平野部と山間部で数値が違っておりますので、平野部の宅地造成等規制区域で、例えば盛土で高さ1メートル超えの崖を生ずるものと切土で高さ2メートル超えの崖を生ずるもの、盛土と切土を同時にい2メートル超えの崖を生ずるもの、盛土で高さ2メートル超えとなるもの、盛土または切土をする土地の面積が500平米を超えるものなどが対象になっておりまして、

そういうものをされるときに県のほうに届出が必要ということになっています。あとは一時的な土砂の体積も大きさによっては許可の手続が必要となるようになっています。許可の申請先も先ほどの宅地造成のほうが県の建築指導課、もう一つ、特定盛土のほうが県の農林水産部森林整備課、別々に申請するようになっております。

以上です。（発言する者あり）（笑声）

○河村委員長 ほかにございませんか。いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結して、お諮りします。本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第40号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

---

午前10時17分 開議

○河村委員長 休憩前を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第26号令和7年度防府市水道事業会計予算、議案第27号令和7年度防府市工業用水道事業会計予算、議案第28号令和7年度防府市公共下水道事業会計予算及び議案第29号令和7年度防府市漁業集落排水事業会計予算の4議案を一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○野村上下水道局次長 上下水道局です。

議案第26号水道事業会計予算、議案第27号工業用水道事業会計予算、議案第28号公共下水道事業会計予算及び議案第29号漁業集落排水事業会計予算の4議案につきまして、予算書及び予算参考資料により、一括して御説明させていただきます。

初めに、予算書により、4会計の令和7年度の業務の予定量等の主なものについて御説明いたします。

予算書の 7 ページをお願いいたします。水道事業会計予算です。

第 2 条、業務の予定量といたしまして、第 1 号の給水戸数は、前年度と比較し、970 戸増の 5 万 1, 433 戸としております。

第 2 号の年間総給水量は、人口減少や節水型社会の進展に伴い平成 10 年度をピークに全体的には減少傾向で推移しておりますが、令和 6 年度の途中経過を見ると若干の増加も見られることから、令和 7 年度は前年度と比較し微増の 1, 258 万立方メートルとしております。

第 4 号の建設改良事業では、老朽管の更新や施設更新等の事業費を見込み、15 億 2, 295 万 9, 000 円としております。

第 3 条の収益的収入及び支出、第 4 条の資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算参考資料により御説明いたします。

次に、39 ページをお願いいたします。工業用水道事業会計予算です。

第 2 条の業務の予定量といたしまして、第 1 号の給水事業所数は 1 事業所で、協和発酵バイオ株式会社と日量 1 万 5, 000 立方メートルで契約しております。

第 2 号の年間総給水量は、契約水量である日量 1 万 5, 000 立方メートルで見込んだ水量としております。

次に、65 ページをお願いいたします。公共下水道事業会計予算です。

第 2 条の業務の予定量といたしましては、第 1 号の処理区域内人口は、処理区域の拡大に伴い、令和 5 年度決算及び令和 6 年度決算見込みと比較し、増加を見込み 8 万 1, 414 人としております。

第 2 号の年間総処理水量は、1, 294 万 6, 636 立方メートルとしております。

第 4 号の建設改良事業につきましては、管渠施設整備費、処理場施設整備費等の事業費を見込み、25 億 9, 401 万 2, 000 円としております。

66 ページをお願いいたします。第 5 条に定める債務負担行為です。

表の 1 行目の防府浄化センター汚泥処理設備工事につきましては、浄化センターの電気設備更新のための費用として設定しております。

2 行目及び 3 行目につきましては、この制度を活用して水洗便所への改造工事をされる方を対象として、毎事業年度設定しているものです。

次に、101 ページをお願いいたします。漁業集落排水事業会計予算です。

この会計は野島地区における漁業集落排水事業ですが、第 2 条の業務の予定量といたしましては、第 1 号の処理区域内人口を 62 人としております。野島地区の人口は年々減少しており、今後も減少していくと見込んでおります。

ここからは予算参考資料により、4会計の財政収支について御説明いたします。

予算参考資料の5ページをお願いいたします。水道事業会計予算集計表の収益的収支です。

表の一番上にお示ししておりますとおり、水道事業収益の総額といたしましては、22億3,348万7,000円を計上しております。

2行下の営業収益の給水収益は、水道事業収益の約9割を占めております。

一方、表の中ほどから下にお示ししております費用ですが、費用の総額といたしましては、21億1,370万1,000円を計上しております。

ページの一番下の純利益につきましては、3,639万円を見込んでおります。

6ページをお願いいたします。資本的収支です。

表の一番上にお示ししておりますとおり、資本的収入の総額といたしましては、7億732万2,000円を計上しております。

収入の下から3行目の工事負担金は、前年度と比較し、4,307万4,000円の増を見込んでおりますが、主な増加要因としては、下水道工事に伴う移設補償費の増加によるものです。

一方、表の中ほどから下にお示ししております資本的支出ですが、支出の総額といたしましては、21億8,778万4,000円を計上しております。

2行下の建設改良費の第4期拡張事業費では、牟礼上木部地区を県道の工事と併せて予定しております。

その下の施設改良費では、24路線総延長6,291メートルの管路工事や水源地施設更新工事などを予定しております。

施設改良費に前年度と比較し、約4億4,400万円の増を見込んでおりますが、主な要因としては、寿第二水源地の更新工事を行うことと、関連機関と協議を行った結果、前年度よりも管路工事の延長が長くなっていることによるものです。

表の下から5行目にあります資本的収支の差引不足額の14億8,046万2,000円につきましては、その下に補てん財源をお示ししておりますとおり、損益勘定留保資金等で全額補填する予定です。

次に、工業用水道事業会計について御説明いたします。

7ページの予算集計表をお願いいたします。収益的収支です。

表の一番上にお示ししておりますとおり、収益の総額といたしましては、1億7,198万8,000円を計上しております。

一方、表の中ほどから下にお示ししております費用の総額といたしましては、1億4,

987万4,000円を計上しております。

ページの一番下の純利益につきましては、1,104万1,000円を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

資本的収支ですが、収入はありませんので、支出のみとなります。

資本的支出の総額といたしましては、表の上から2行目にお示ししておりますとおり、1億8,158万3,000円を計上しております。

建設改良費に1億5,891万2,000円を計上しておりますが、これは大塚水源地の電気設備の更新工事を予定しているものです。

更新工事に当たっては、1社のみの受水者である協和発酵バイオ株式会社と協議をしながら進めてまいります。

表の下から4行目にあります資本的収支の差引不足額につきましては、その下に補てん財源をお示ししておりますとおり、全額補填する予定です。

次に、公共下水道事業会計について御説明いたします。

9ページの予算集計表をお願いします。収益的収支です。

表の一番上にお示ししておりますとおり、公共下水道事業収益の総額といたしましては、33億7,915万3,000円を計上しております。

2行下の営業収益の下水道使用料につきましては、下水道使用料を改定したことから、昨年度と比較し、税込みで約2億5,000万円の增收を見込んでおります。

一方、表の中ほどから下にお示ししております費用の総額といたしましては、31億4,889万円を計上しております。

ページの一番下の純利益につきましては、1億493万1,000円を見込んでおります。

次に、10ページ、お願いいいたします。資本的収支です。

表の一番上にお示ししておりますとおり、資本的収入の総額といたしましては、25億904万2,000円を計上しております。

一方、表の中ほどから下にお示ししております資本的支出の総額といたしましては、40億1,088万7,000円を計上しております。

2行下の建設改良費の管渠施設整備費では、市街化区域内の早期整備を目指して事業を進めており、下水道処理人口普及率は、令和5年度末現在71.5%となっております。普及率の一層の向上を図るため、処理区域内で13路線総延長4,915メートルの工事を予定しております。

管渠施設整備費に前年度と比較し、約3億7,200万円の増を見込んでおりますが、主な増加要因としては、国が求めている令和8年度末での下水処理施設の概成へ向けて、下水道整備を推進することや資材や人件費の高騰によるものです。

また、処理場施設整備費の約2億円の増の主な要因は、令和7年度から新たに浄化センターの電気設備の更新工事を行うことによるものです。

表の下から5行目には資本的収支の差引不足額の15億184万5,000円につきましては、その下に補てん財源をお示ししておりますとおり、全額補填する予定です。

次に、漁業集落排水事業会計について御説明いたします。

11ページの予算集計表をお願いいたします。収益的収支です。

表の一番上にお示ししておりますとおり、収益の総額といしましては、4,196万3,000円を計上しております。

一方、表の中ほどから下にお示ししております費用の総額といしましては、4,354万3,000円を計上しております。

ページの一番下の純利益につきましては、82万8,000円を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。資本的収支です。

表の上から4行目以下にお示ししております資本的支出ですが、総額といしましては、1,222万8,000円を計上しております。

表の一番上にお示ししておりますとおり、資本的収入は資本的支出と同額の1,222万8,000円を他会計出資金として計上しております。

収益的収支についても、資本的収支についても、支出の総額を賄えるように、他会計補助金、他会計出資金として一般会計から繰り入れますので、漁業集落排水事業会計につきましては、現金ベースで収支の差引きはゼロとなります。

以上が予算の概要です。

上下水道事業を取り巻く経営環境につきましては、施設の老朽化や耐震化への対応に加えて、昨今の急激な物価高騰など、今後も厳しい経営状況が続くものと見込んでおります。

また、水道事業につきましては、先日、上下水道ビジョンの中間見直しの説明の際に水道料金の改定に向けたロードマップをお示ししましたとおり、令和10年度頃の料金改定へ向けて具体的な検討を進めてまいります。

今後も常に経費節減に努めていくとともに、効果的な施設の更新計画の策定や予算、決算時において中長期の財政収支のシミュレーションを行いながら経営の安定に努め、市民の皆様に将来にわたり、安心・安全なサービスを提供してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、一括して質疑を求めます。ございませんか。いいですか。よろしいですか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 ないようですので、一括して議員間討議を行います。どなたかございますか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 ないようですので、一括して討論を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております4議案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号から議案第29号までの4議案については、全員一致で原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件について審査を終了いたします。

続きまして、付託案件以外の質問通告書が曾我委員及び石田委員から提出されておりますので、質問をしていただきます。

まず初めに、曾我委員、質問をお願いいたします。

○曾我委員 よろしいでしょうか。すみません。ちょっとお時間をいただいて、すみません。大変申し訳ございません。

本市における道路陥没の可能性についてということで、ちょっと御質問させていただきます。

去る1月28日、埼玉県八潮市におきまして、道路の陥没事故が発生しました。

当時、現場付近を走行していた車両が穴の中に転落し、現在も運転手の方の安否は不明のままとなっております。また、一時的ではございますが、避難区域、警戒区域の設定、下水道の利用自粛の呼びかけがされるなど、地域住民の日常生活に多大な影響を及ぼしております。もし同様の事故が防府市で発生した場合、市民の生命や財産に多大な影響を及ぼすことは明らかでございます。

このたびの事故は、下水道管の破損が原因であるということですが、決して人ごとと捉えるものではなく、全国的な課題であると認識すべきものであり、本市議会においても、先般2名の議員がこのたびの事故を受けて一般質問をいたしました。

その質問の中では、八潮市と同規模の陥没が発生する可能性は極めて低いものと考えて

おりますとの答弁がございましたが、その理由につきましても御説明がございました。しかししながら、議員も含めて市民のほとんどが専門的な知識を持ち合わせてないことから、御答弁にあった内容につきまして、いささかイメージしにくいものがあると思います。

そこで、この場をお借りしまして、今後防府市において同様の事故が発生する可能性とその理由について、執行部の御所見をお願いいたします。

○河村委員長 ありがとうございます。答弁をお願いします。

○市村下水道課長 下水道課長の市村です。ただいまの曾我委員の御質問にお答えします。

このたびの埼玉県八潮市の道路陥没事故につきましては、陥没の発生原因は確定していない状況ですが、現在、国や埼玉県等が公表している情報を基に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

国土交通省は、このたびの下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生したことを踏まえて、今後、下水道施設等の老朽化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道施設の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こすおそれのある地下管路の施設管理の在り方などを専門的見地から検討するため、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を設置され、これまで3回開催されています。

お配りした資料のうち、1ページから8ページまでは、今、申しました国の対策検討委員会で使用された資料で、残り9ページ、10ページは下水道課で作成したものです。

それではまず、委員の皆様も御存じとは思いますが、埼玉県の陥没事故の概況について説明します。

資料の2ページを御覧ください。

令和7年1月28日午前10時頃、埼玉県八潮市の県道の交差点内で、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると考えられる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生しました。

右の図には、埼玉県が管理する中川流域下水道の幹線や終末処理場の位置が記載されています。

赤の丸印の道路陥没事故現場は、終末処理場から約3キロの最下流部であり、破損した下水道管は12市町の汚水が地図上の上側から下側に向かって流れ、事故現場の右横の終末処理場で処理され、中川に放流されています。

3ページを御覧ください。

破損した流域下水道の管渠は、口径4.75メートル、深さ10メートルの鉄筋コンクリート管で、昭和58年に整備されたものです。

左上の平面図を御覧ください。上下が逆さまとなっており、見にくいと思いますが、御了承ください。

平面図からは、管渠が交差点で左上の県道から右の終末処理場方向に向かうため、下水道管の曲線部になっていることが分かります。曲線部では、管の外側に行くほど下水の流速が上がり、内側に行くほど流速が下がります。これにより下水が攪拌され、硫化水素が発生しやすいと考えられるところだと思います。

また、下の縦断図を御覧ください。左の口径3メートルの管から4.75メートルの管となり、落差があることが分かります。この落差により下水が攪拌され、この状況も硫化水素が発生しやすいと考えられ、この場所は二重に硫化水素が発生しやすいところだと思います。

4ページを御覧ください。

陥没箇所近傍の土質ボーリング柱状図の概要です。

粘土やシルトのような微細な粒子が多く含まれている柔らかい土によって構成されている軟弱地盤で、地盤の硬さを表す指標であるN値はほぼゼロとなっています。N値はゼロが最も低い値で、数値が高いほど地盤が硬いことを示します。さらに地下水位がG Lマイナス0.5メートルと書いていますが、これは地面から50センチメートル下のところに水が来ています。この水とともに土砂が破損箇所から管の中へ流れ込み、空洞が拡大していったと考えられます。

5ページを御覧ください。

右下の断面図のとおり、現場は、水道、ガス、NTT、用水路、工業用水、雨水幹線、八潮市下水道と多くの地下埋設物が埋設されていることや、軟弱な地盤等により運転手の救助に時間を要している要因と考えられます。

国は、陥没事故の翌日に流域下水道管理者に対し、晴天時1日最大処理量30万立方米メートル以上の大規模な下水道処理場に接続する口径2メートル以上の下水道管路を対象に、腐食等の施設の異常により道路陥没のおそれがないか緊急点検の要請を行いました。

本市には点検対象となる下水道管はありませんが、汚水が流れる口径1メートル以上の下水道管について緊急点検を行い、異常等はなかったことを確認しております。

9ページを御覧ください。

この資料は下水道課で作成したものです。

下水道管が破損した際の埋設深さによって、空洞の大きさがどのように違うかをイメージした図を示しております。

同じ大きさの下水道管であっても、左側の図のように浅い場合と右側の図の深い場合を

比較していただけだと、空洞の大きさの違いが分かりやすいと思います。

破損により土砂が管の中に入っても、破損箇所の真上だけ空洞になるわけではなく、破損箇所が深くなるほど広い範囲の土砂が管の中に入ってしまい、空洞が大きくなります。土質等によって異なりますが、一般的に下水道破損時、浅い下水道管より深い下水道管のほうが空洞は大きくなります。

本市の道路に埋設している下水道管の深さは、管に傾斜をつけて流すことや地盤の高さが変化することから、2メートル弱から6メートル程度となっています。八潮市で破損した下水道管の深さは10メートルとかなり深く埋設されており、それと比較すると本市の下水道管は浅いところに埋設しているため、八潮市ほどの大きな空洞にはならないと考えています。

10ページを御覧ください。

下水道管が破損した際の口径の大きさによって空洞の大きさがどのように変化するか、図で示しております。

埋設した下水道管の深さが同じで、左側の図のように口径が小さい場合と右側の図の口径が大きい場合を比較していただけだと分かりやすいと思います。

口径が小さい下水道管より大きい下水道管のほうが腐食する面積が広くなることから、破損範囲も広くなりやすく、破損範囲が広いと空洞も大きくなります。

また、口径が小さい場合、破損により土砂が管の中に一気に流れ込むと、土砂により管が詰まりやすくなります。管が詰まると汚水が流れず、周辺家屋にトイレの水が流れない等の異常が出るため早期に発見できます。

口径が大きい場合、破損により土砂が一気に流れ込んでも、汚水の流動があるため土砂を下流へ流すことができるところから、管が詰まりにくく空洞が発見されず進行していく可能性が高くなります。

八潮市で破損した下水道管の口径の4.75メートルに対して、本市の最大のものは汚水と雨水と一緒に流す合流管で高さ2.3メートル、幅3.3メートルの箱型のものですが、八潮市と同じ汚水のみを流す分流管の最大のものは口径1.35メートルであるため、八潮市と比較するとかなり小さいものです。

以上のとおり、本市の下水道管は、八潮市で破損した下水道管と比較すると埋設深さが浅く、口径が小さいことから八潮市と同規模の事故が発生する可能性は極めて低いと考えております。

しかし、今後、防府市で下水道管の破損による道路陥没事故は起こらないと考えているものではありません。陥没事故が発生しないよう、これからも調査・点検を行ってまいり

ます。

以上で説明を終わります。

○曾我委員 御答弁いただきありがとうございました。

本市においては、埋没している下水道管の深さは比較的浅く、合流管・分流管の大きさも比較的小さいことから、防府市では同様の事故が発生する可能性は極めて低いとのことで安心いたしました。

しかしながら、絶対に発生しないとも言えるものではないことだと思いますので、つきましては、上下水道局の皆様におかれましては、日頃から計画的な点検や修繕等をしていただいているところだと思いますが、今後とも市民の安全・安心な暮らしを守る、支えるためにも、上下水道施設の適切な維持管理をお願いいたしまして、私からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○山田委員 関連で質問をさせていただきます。

本当に詳しい御説明ありがとうございました。少し安心しました。

下水道管ではございましたけど、やはり下水道管とは言わず、防府市の中には工業用水もある中で、先般2月14日に工水が破損して漏水したと。4車線の片側を潰して工事を行った。ここもそうなんですが、その場合、大渋滞が起こる。これ、私も全然確認できなくて、県の工水だったんで、なかなか情報がなくて、ちょっと困ったんですけど、今後そういうところの対応に、こういうことが起きたときの道路環境の、後の段階で、例えば、工業地帯の道路周辺工事が起きるときの上下水道局としての情報発信、ぜひ、していただきたいのと、あと、昔、三田尻の塩田公園のところで、煙突が傾いとるという話の中で、ちょうどブリヂストン、マツダがある前の道路が陥没しているという話をちょっとさせていただいたんですが、うち、埋立てのところがあるじゃないですか。昔から埋立てをしとるところに対しての、この上下水道も含めた点検の頻度を上げていただくとか、一応、県のほうも、そこをしっかりとしていただくような計画もあるみたいなんで、ぜひ市とも協力していただいて、ぜひ、その辺のチェックをよろしくお願いしたいというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

○河村委員長 要望ですか。

○山田委員 はい、要望でお願いします。

○河村委員長 いいですか。

○山田委員 はい。

○石田委員 ありがとうございます。先ほどちょっと書き漏らしたんで、もう1回ゆっくりと教えてほしいんですが、防府が大丈夫な理由として、深い場合と、今回は10メート

ルぐらいあったけ、深かったということで、防府は何メートルと言われましたか。

○市村下水道課長 防府市は、先ほどの中でも少しお伝えしましたが、深さは2メートル弱から6メートル程度の深さになっております。

○石田委員 6メートルね。

○市村下水道課長 はい。

○石田委員 ありがとうございます。口径も改めて。

○市村下水道課長 口径につきましては、汚水と雨水と一緒に流す合流管で、高さが2.3メートル、幅が3.3メートルの箱型のものがございます。また、八潮市と同じ汚水のみを流す分流管の最大のものは、口径1.35メートルでございます。

以上です。

○石田委員 ありがとうございます。メモれました。ありがとうございます。説明する機会もあるかなと思って。

今回の事故を受けて、国のはうは下水の点検をしっかりやれということで、話が、報道なんかもありましたが、深くないからかもしれませんけど、水道のはうとかでも、市内でも結構陥没は今までありますし、命が奪われるという面じや同じなんですね。水道のはうのそういう話というのは、全く今のところないんじゃないかなと思っていますけど、その辺いかがですか。

○原田水道課長 水道管に関しては、管が小さいということと、また深さも、圧力管なんで、深さも浅いというところで、なかなかそういった陥没というのは起きにくいんですけど、（「ありますよ」と呼ぶ者あり）ただ、水道管として、どうしても老朽管、腐食したりとかして、管の穴が開いて、まず水が吹き上げるという人が結構多いんで、よく報道なんかで、まず水が吹き上げた状態から派生されるということがあります。

私が今まで30年経験してきたんですけども、ほとんどが水道が吹き上げた状態で、どうしても土を同じように吹き出すんで、それで陥没というところは当然あるんですけども、ただ、そこはもう水が吹き上げた状態なんで、一時的に吹き上げた土砂が建物なんかに当たったりとかいうところはあるんですけども、陥没した状態で水が染みていくということは、あんまり、ほとんどないという状態です。

○石田委員 ありがとうございます。いや、実際、自分の地元の右田で、水道管が漏れよるからなんか、下に川が走っていて、雨水が伝わって工事がまずくて、へこみよるんか分からんんですけど、前も大穴が空いていて、これ崩れて人が死なんによかったなと思って直してもらったんですけど、直したところも、また、下地までは直さんから、また定期的に沈んでいきよるんですけど、そういうところも結構あると思うんで、それ水道も走っている

ところなんです。熊野神社というところの前なんですけど、参道のところなんですけど、実際そういうものもあるんで、またしっかりと点検してもらえばなと、それも含めてね。

今回の陥没について、地方のお金だけではなかなかやり切れないと。今までも下水道の国の補助というのがなかなか使えるいいメニューがなくて。例えば国土強靭化予算の7割を使えたりとか、そんなんがあればいいんですけど、かなり補助率も低くて、なかなか進んでいかなかつた。改善されてこなかつたという面があるんじやないかと思うんですけど、今回の事態を受けて、多少なりともそれが前向きに進みそうな雰囲気があるのかどうか、その辺を教えてもらえたたらと思います。

○河内上下水道事業管理者 私のほうも今後のことを考えると、今の石田議員が言われたような情報をたくさん欲しくて、いろいろ見ておるんですけど、その中でいきますと、まず一番根本である今回の原因が何かというのがまだ調査があまりできてなくて、まずは人命救助ということで、そちらのほうを一生懸命やられていると。それが済んだ、済んだというか、できた後に、その辺についての調査を本格的にされるんだろうと思います。それに基づいて、今、国のはうでは、それに対して、どういう対策が要るんかと、点検が要るんか、調査が要るんか、こうしたことを調べて、それは当然全国にこういうふうにやってくれとか、そういうの出てこようかと思います。

その中で、例えば、この前、和田議員さんが一般質問されたんですけど、レーザーを地下に当てて空洞ができるのかとか、いろんな方法が今から先もあるんだろうと思います。最近の情報からいくと、例えば下水道管の中から何か当てて厚さが減っていないかとか、そういうことを調べるような機器とか、そんなものについても、今から多分技術が発達していくれば、より分かりやすくなるとか、そういったこともあろうかと思いますが、そういったのをまず進めるのと、あとは各地方がじゃあ実際にそういったものをやるといったときに、そこに補助が出るのかどうかだろうと思うんです。それがないとなかなか全額それぞれの市町がお金を出していたのと、そのお金どっから捻出するかというと、結局は使用料とか、そちらのほうに頼らざるを今はありませんので、それも考えていかなくてはいけないんですけど、今は国も何とかそういったような補助を検討しているようなことは情報には入っておりません。まだ決定ではないんですけど、そういったことも検討しますよというようなことになっておりますので、その辺も、こちらのほうからも、できればお願いしたいと思っておりますから、その辺は団体を通じて要望するとかいうことで対応していくというふうに思っております。

以上でございます。

○石田委員 ありがとうございます。国でも検討を始めているということでちょっと安心

しました。

これ実は国交省の元道路局長の大石久和さんと言うて、土木学会の会長とかもされた方が言われていたんですが、地方がこれできるわけないんだと、今、人も金もない中で緊縮の予算しかつかない、インフラの維持管理もままならないようなことしか今やってないので、じやけ、国のほうが、地方に丸投げするんじゃなくて、国が責任を持つべきだというのを強く言わっていました。

なんで、そういった議論がしっかりと起こって、市長会等も通じて、しっかりと声を上げていただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○河村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 ないようですので、以上で曾我委員の質問を終わります。

ここで、執行部を入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前10時59分 開議

○河村委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、石田委員、質問をお願いします。

○石田委員 ありがとうございます。

それでは、さきの一般質問でもありました技術系職員の確保に向けての質問をさせていただきます。

この前もおっしゃいましたが、全国の自治体においても技術系の職員の数が減少しております、我が防府市においても同様の状況があると認識しております。今後、さらなる具体的な対策の検討をお願いしたいと思いまして、このたび取り上げさせていただきました。

特に感じているのが、過去の行政改革で削減された年間50万円程度の技術手当、行革の中で削減されたんですが、これの復活やほかの自治体の成功事例、これらを参考にしながら、しっかりと検討していただきたい。検討というか、協議、人事のほうと協議していただきたいという思いからです。

近年の技術系の職員数の推移と採用試験の工夫についてというところから入らせていただきますが、まず防府市における近年の技術系職員の数の推移についてと、また採用試験の回数を増やすなど工夫もしてくださいますけど、これまでの職員の確保に向けた取

組について、それで現場の状況がどの程度改善したのか、これについて教えていただければと思います。

この前の消防職員足りているんかという質問が総務委員会でありましたけど、そう聞けば、現場足りていると言うしかないんでしょうけど、あと何名程度技術系の職員が欲しいのかとか、その辺も含めて、言える範囲で教えていただければと思います。

2番目に技術手当の復活の検討についてでございますが、先ほども申した50万円ほど行革で手当がなくなったということで、こうやって質問でも出さないと、こういう話というのは議論もできないんだろうなと思うところから、今回取り上げさせていただいたところです。

この行革は、やれ、職員減らせとか、身を切る改革だとか、官から民へとか、それでやってきたんですけど、現行の防府市の第5次総合計画「輝き！ほうふプラン」においても、行政改革という文字は消え去ったんですよね。過去にやってきたことが大失敗だったということが明らかになったわけであろうと思います。

そういうこともありますて、それまでの、昨日ちょっと教育民生委員会で言うたんですけど、明日なくなって困るものは民間に任せてはいけないですよね。これ、この前、ある知り合いが言っていて、すごいいい言葉だなと思ったんですが、そういうことも含めて、行革というものをいま一度見直して、手当の復活も協議の中でしっかりとしていただきたいと思います。

次に第3点目で、ほかの自治体の成功事例なんですが、埼玉県なんかでは、土木職の初任給を大卒で21万800円から23万1,300円に引き上げたりとか、ほかでも給料表を一般行政職員とは別に設定されているところもあります。

これ質問しますよと言った後に知ったんですが、防府においても、一級建築士の資格を取れば給料が1号俸上がるということもされているみたいなんですが、その辺も含めて、もうちょっと、今、民間の給料がどんどん上がり出す時代になってきたので、今後ますます人員の確保というのが困難になってくると思います。その辺も含めて、しっかりと人事のほうと協議をしていただきたいと思います。

それと2番目に、例えば一般職からの転換なんですが、近隣で言うと岩国市では、一般職として入った職員さんに、希望する職員さんに技術系の資格を取ってもらったりとかいうような取組もされております。手当がつけば、そういうのを希望する職員も増えてくるんじゃないかなと思います。そういうことを含めてしっかりと考えていただきたいなと思うところであります。

今回、これ質問を出していろいろ調べたら、実際にいろんな取組されているんですよね。

ここまでやられているということを知らなかつたもんで、勉強になったなと思うんですけど、例えば高校や大学にO Bを派遣して、入ってくれないかとお願ひに行かれてたり、学生のインターンシップは必ず受け入れるようにされてたり、あと適正試験重視、S P I試験と言うらしいんですけど、そういうのを既に取り入れられていたり、年齢制限は既に49歳まで引き上げられていたり、さつきの一級建築士の号俸が上がったりということもあって、新年度は技術系が6名も増えるということで、その成果も上がってきたのかなと思っています。そういうことも知らなかつたもんで、質問もさせてもらったところなんですけど、そんな中で、所管外だと思うんで、現場の声として、いろいろ今までのこととか、言える範囲でお答えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○河村委員長 答弁をお願いします。

○石光土木都市建設部長 御質問にお答えします。

私どもの立場から、職員の給料とか、そういう手当に対して意見を述べる立場ではないので、今後とも人事課といろいろ協議とかタッグを組んで、しっかり技術系職員の確保には努めていきたいというふうに思いますので、また議員の皆様も応援していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○石田委員 ちょっとあまりにも短かったんで、現場として足りている感覚がやっぱりないんだろうとは思うんですけど、その辺も、もし言えればいいんですけど、足りていると聞けば、言うしかないんでしょうけど、消防もそうやって、この前言わされましたし、その辺も含めてあればお願ひします。

○石光土木都市建設部長 組織ヒアリングを人事課のほうで行っていただいて、希望している人数、それに合わせる募集とかというのはしっかりしてもらっています。そのメンバーで毎年仕事をこなしていくしかないので、人とすれば、今ある人間でやっていくしかないというのが私たちが言えることかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○石田委員 ありがとうございます。今、募集かかっている人数が実際足りてない人数というふうに解釈いたします。

今回取り上げさせてもらった理由が、内部の話だけでは多分手当の復活とかそういう話はできないと思うんです。なので、あえてここで取り上げさせてもらいました。なかなかそういう話、内部から起こすの難しいんかなという思いからです。

しっかりと、こういう、せっかく取り上げさせてもらったので、今後、そこも含めて協議していただきたいなど。でないと、なかなか、民間がどんどん今から給料が上がる中で本当に人員確保が厳しくなっていくと思いますんで、その辺も含めてよろしくお願ひいた

します。

以上です。ありがとうございます。

○河村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 ないようですので、以上で、石田委員の質問を終わります。

これをもちまして、付託案件以外の質問は全て終了いたしました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休憩

---

(予算委員会産業建設分科会開催)

---

午後 0 時 08 分 開議

○河村委員長 続きまして、これより産業建設委員会を開催いたします。

閉会中の継続審査について御協議いただきたいと思います。

これまでレジュメに記載のとおり 8 項目を継続調査としておりましたが、いかがいたしましたか。よろしうございますか、これで。（発言する者あり）はい。

じゃあ、引き続き前回と同じ 8 項目を委員会の調査事項として閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第 108 条に基づき議長に申出をいたしたいと思います。

なお、委員会の開催日程につきましては、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内をいたします。

以上をもちまして、産業建設委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 09 分 散会

---

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 13 日

防府市議会産業建設委員長 河 村 孝